

和歌山大学教育機構データ・インテリジェンス教育研究センター規則

制 定 令和 7 年 3 月 28 日

法人和歌山大学規程 第 2808 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和歌山大学教育機構データ・インテリジェンス教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、本学における数理・データサイエンス・AI 及び情報セキュリティ分野の教育研究を充実発展させ、地域の中核的な役割を担い、社会課題や実データを活用した体系的かつ実践的な教育カリキュラムを開発・実施することで、社会課題の解決と新たな価値創出に貢献する文理横断的なデジタル人材を育成することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学における数理・データサイエンス・AI 及び情報セキュリティ分野（以下「当該分野」という。）の教育カリキュラムの開発・実施に関する事
- (2) 当該分野における教育研究の充実のための関連機関との連携等に関する事
- (3) 当該分野における高大連携・先取り履修に関する事
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) センター専任教員
 - (3) センター員
 - (4) その他の職員
- (センター長等)

第 5 条 センター長は、和歌山大学（以下「本学」という。）の専任教員の中から、役員会の議を経て学長が任命する。

- 2 センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 4 センターに、副センター長を置くことができる。
- 5 副センター長は、本学の専任教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。
- 6 副センター長の任期は、2 年以内とし、再任を妨げない。
- 7 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

(専任教員)

第 6 条 専任教員は、センターの専門的業務を処理する。

(センター員)

第 7 条 センター員は、本学の専任教員又は所属長の了解を得た職員の中から、センター長が任命する。

- 2 センター員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

データ・インテリジェンス教育研究センター規則

3 センター員は、センターの業務を処理する。

(運営委員会)

第8条 センターに、必要に応じて運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(専門部会等)

第9条 センターに、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

2 専門部会等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(アドバイザー・ボード)

第10条 センターに、運営等に関し助言を得るため、アドバイザー・ボードを置く。

2 アドバイザー・ボードに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第11条 センターの事務は、学術情報課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 データ・インテリジェンス教育研究部門設置要項（平成30年3月19日制定）は廃止する。